

郡山市熱海温泉の給湯等の許可及び名義変更の許可に関する事務取扱要領

平成21年12月3日制定

平成22年3月31日一部改正

平成30年10月11日一部改正

令和4年1月1日一部改正

[財務部公有資産マネジメント課]

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市熱海温泉事業条例（以下「条例」という。）第5条及び第18条の規定による市長の許可について必要な事項を定める。

（審査基準）

第2条 条例第5条の規定による給湯等の許可について、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可しない。

- (1) 営業用の給湯等の許可を受けようとする者が、自らが営業を行わず、第三者に営業を行わせるとき。
- (2) 給湯等の許可を受けた後、明らかに温泉を使用しないと認められるとき。
- (3) 温泉使用料の未納など、熱海温泉事業の経営、管理等の運営上、特に支障があると認められるとき。
- (4) 給湯等の許可を受けようとする者（法人の場合は代表者及び役員を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められるとき。
- (5) 転売を目的とすると認められるとき。
- (6) 給湯等の許可を受けようとする者の給湯施設が、観光地としての景観を損なうと認められるとき。
- (7) 給湯等の許可を受けようとする者の給湯施設が、公共の福祉に反すると認められるとき。

2 条例第18条の規定による名義の変更について、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可しない。

- (1) 名義を変更しようとする権利者（以下「旧名義人」という。）が営業用として条例第5条の規定による給湯等の許可を受けていた場合において、新たな名義人となろうとする者（以下「新名義人」という。）が営業（公衆浴場、保養所を含む。）を目的としないとき又は新名義人が、自ら営業を行わず、第三者に営業を行わせるとき。
- (2) 新名義人が、明らかに温泉を使用しないと認められるとき。
- (3) 温泉使用料の未納など、熱海温泉事業の経営、管理等の運営上、特に支障があると認められるとき。
- (4) 新名義人（法人の場合は代表者及び役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められるとき。

- (5) 新名義人が、転売を目的とすると認められるとき。
- (6) 新名義人の給湯施設に条例第2条に規定する給湯施設が存在しないとき。
- (7) 新名義人の給湯施設が、改築等により観光地としての景観を損なうと認められるとき。
- (8) 新名義人の給湯施設が、公共の福祉に反すると認められるとき。

(諮問)

第3条 市長は、条例第5条及び第18条に規定する許可の申請があったときは、条例第25条で定める温泉管理委員会に許可の適否について諮問するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する申請の場合は、この限りでない。

- (1) 相続による名義変更のとき。
- (2) 旧名義人の3親等以内の親族である者を新名義人とする名義変更のとき。
- (3) 個人の名義で条例第5条の規定による温泉の給湯等の許可を受けている者が、自身を代表者とする法人を新名義人とする名義変更のとき。
- (4) 法人、団体等の名称の変更又は代表者の変更による名義変更のとき。

(許可の決定)

第4条 条例第5条及び第18条の規定による許可は、温泉管理委員会の答申に基づき市長が決定する。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、条例第5条及び第18条の規定による許可の基準について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年12月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。